

国民健康保険料 納付額証明書を送付しました

住民課 内線325～327

平成20年中にお支払いの国民健康保険料納付額証明書を1月21日に送付しましたので、確定申告などにご利用ください。なお、特別徴収（年金天引き）の方は、社会保険庁から送付された「公的年金等支払報告書」をご利用ください。

国民健康保険加入・ 脱退の手続きをお忘れなく！

住民課 内線325～327

新たに国民健康保険に加入される場合は、手続きが必要です。会社などから発行された「社会保険等資格喪失証明書」などの書類と、ご本人の身分が証明できるものを持参のうえ、住民課へお越しください。

他の社会保険などに加入した場合も、国民健康保険脱退の手続きが必要です。新たに交付された社会保険証などとご本人の身分が証明できるものを持参のうえ、住民課へお越しください。

※法律では、「国民皆保険制度」が原則です。保険の加入手続きを忘れると、ケガや疾病の治療などを受けた場合、保険制度による自己負担額だけではなく、医療費の全額を負担することになります。ご自分の保険証の有無や有効期間など、よくお確かめください。

介護保険料納付額証明書を 送付しました

介護課 内線341

確定申告や住民税の申告用として、平成20年中に支払った介護保険料の納付額証明書を1月21日に普通徴収（自主納付）対象者の方に送付しました。なお、特別徴収（年金天引き）の方は、社会保険庁から送付された「公的年金等支払報告書」をご利用ください。
※詳しくは、介護課までお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料 納付額証明書を送付しました

住民課 内線325～327

平成20年中にお支払いの後期高齢者医療保険料納付額証明書を1月21日に、普通徴収（自主納付）対象者の方に送付しましたので、確定申告などにご利用ください。なお、特別徴収（年金天引き）の方は、社会保険庁から送付された「公的年金等支払報告書」をご利用ください。

國
保
長
壽
醫
療
費
控
除
納
付
額
證
明
書

長寿（後期高齢者）医療保険料の 納め忘れはないですか？

住民課 内線325～327

75歳以上の方は、原則として後期高齢者医療制度の加入者となり、同制度の保険料を納付していただくことになります。

保険料の納付方法は、年金からの天引きが原則ですが、年金額が一定以下の方や、年度の途中で保険料が変更になった方は、納入通知書による直接払いになる場合があります。

お支払い方法に変更がある場合、変更納入通知書を郵送していますが、もし納付忘れがありますと、督促状が送られることがあります。

※ご自身の納付状況や納付方法がご不明の場合は、

住民課までお問い合わせください。

おむつに係る医療費控除 証明書申請について

介護課 内線347

おむつ代についての医療費控除を受けるのが、2年目以降である場合、介護認定に係る主治医意見書の内容のうち、確定申告に必要な事項について確認する書類を発行します。

但し、1年目（初めて）の方や主治医意見書の内容で確認する事項に該当しない方については、医師の発行する「おむつ使用証明書」の発行が必要となります。

介護課で証明申請を受付しています。

※詳しくは、介護課までお問い合わせください。